

# 那覇空港駐車場管理規程

(令和2年6月19日改定版)

# 那覇空港駐車場管理規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は那覇空港ビルディング株式会社（以下、「管理者」という。）が運営する旅客用駐車場の管理に関し、必要な事項を定める事を目的とする。

(駐車場の名称等)

第2条 駐車場の名称、管理者・委託者の名称及び所在地は、別表—1に掲げるとおりとする。

(規程の承認)

第3条 駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、この規程を承認のうえ利用するものとする。

(供用時間)

第4条 駐車場の供用時間は、原則として、06:00～24:00までとし、都合により延長することがある。

(供用停止)

第5条 管理者は、次の各号に該当する場合は、駐車場の全体又は一部について供用を停止することがある。

- (1) 天災、地変による災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これに準ずる事故が発生し、又は発生する恐れがあると認められるとき。
- (2) 保安上、供用の継続が適当でないと認められるとき。
- (3) 工事、清掃その他管理上、必要と認められるとき。
- (4) 国土交通省により、供用停止を命ぜられたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、その他やむを得ない事由があるとき。

(駐車できない車両)

第6条 駐車場は、積載物、又は取付け物を含めて高さ2.3m、幅2.1m、長さ5.0mを超える車両は駐車できない。但し、管理者から許可された車両については、この限りではない。

## 第2章 利用

### (車両の入出)

第7条 管理者は、車両保管の証として駐車場入口において、利用者に対し、駐車券を交付し、入車させるものとする。

- 2 利用者は、指定された駐車枠内、又は管理者が指示し、誘導する駐車位置に駐車しなければならない。
- 3 管理者は、駐車場出口又は事前精算機において駐車券を回収し、所定額の現金を收受し、領収書を交付して出庫させるものとする。
- 4 利用者は、管理者が駐車券の提示を求めたときは、これに応じなければならない。
- 5 管理者は、管理上、必要がある場合は駐車場出入口の一部を使用制限、又は閉鎖することができる。

### (駐車期間の制限)

第8条 利用者は、管理者が特に必要があると認めた場合を除き、原則として、同一車両を引き続き14日間を超えて駐車させることはできないものとする。

- 2 管理者は、前項の規定により14日間を超えて駐車している車両の保管契約を当該期間を以って終了することとし、車両の駐車位置の変更及び車両の所有者等（自動車検査証等に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）への車両引取り依頼等必要な措置を講ずることができる。

### (駐車位置の変更)

第9条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

### (駐車場内の通行)

第10条 利用者は、駐車場内の車両通行について、道路交通関係法令の定めに基づき、ほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 駐車場内では徐行運転をすること。
- (2) 追い越しをしないこと。

- (3) 駐車位置を離れる車両の通行を優先させること。
- (4) 駐車場内の標識、表示板、信号機等及び管理者の指示に従うこと。

(禁止行為)

第11条 利用者は、駐車場内での次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 所定の場所以外での喫煙、又は火気を使用すること。
- (2) たばこの吸い殻、紙屑、空缶、その他廃棄物等を駐車場内に捨てること。又は手荷物等をみだりに放置すること。
- (3) 爆発物、その他危険物を持ち込むこと。
- (4) 営業行為、演説、宣伝、募金及び署名運動を行うこと。
- (5) 車両の預かり、受け渡し等の行為を行うこと。
- (6) 文書の配布、掲示等を行うこと。
- (7) 場内の路上、その他駐車区域外に駐車すること。
- (8) 駐車場内で宿泊すること。
- (9) 貴重品等を車両内に置き去りにすること。
- (10) 他の車両の通行及び駐車を妨げること。
- (11) 駐車場の施設、器物又は車両を滅失、毀損又は汚損するおそれのある行為をすること。
- (12) 立ち入り禁止を表示した場所に立ち入ること。
- (13) その他、駐車場の管理に支障を及ぼす行為をすること。

2 管理者は、利用者が前項各号に違反した場合、車両の保管契約を終了することとし、退去、車両の移動等の措置を講ずることができる。

(駐車拒否)

第12条 管理者は、駐車場が満車である場合において駐車を拒否するほか、駐車しようとする車両が次の各号に該当するときは、駐車を拒否するものとする。

- (1) 爆発物、その他危険物を積載し、又は取り付けているとき。
- (2) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物又は取り付けて物を滅失、毀損又は汚損する恐れのあるとき。
- (3) 非衛生的なものを積載、若しくは取り付けているとき、又は液汁を出し、若しくは積載物をこぼす恐れのあるとき。
- (4) 著しく騒音若しくは臭気を発生するとき、又は発するおそれのあるとき。
- (5) その他駐車場の管理上、特に支障があると認められるとき。

- 2 管理者は、前項各号に該当する車両が入場した場合、車両の保管契約を終了することとし、退去等の措置を講ずることがある。

(出車拒否)

第13条 管理者は、次の各号に該当する場合は、車両の出車を拒否することができる。

- (1) 利用者が、正当な理由もなく駐車券を返納しないとき。
- (2) 利用者が、出車時に所定額の駐車料金を納付しないとき。
- (3) 第15条に規定する措置をとるため必要があるとき。

(出車申請)

第14条 管理者は、駐車券を紛失し、又は滅失した旨の申し出があったときは出車申請書を提出させるものとし、当該申請書が適正であると認めたと時に限り、第13条第1項の規定に拘わらず、出車させるものとする。この場合、出車申請書に記載された入車時刻から出車時刻までの時間を駐車時間とみなす。但し、駐車券紛失に対応した精算機が利用可能であれば本条の限りではない。

- 2 前項の出車申請書を提出するときは、運転免許証、その他申請者本人であることを確認できる証拠書類を管理者に提示しなければならない。

(事故の届け出、応急措置)

第15条 利用者は、次の各号に掲げる場合は、直ちに管理者に届け出なければならない。

- (1) 駐車場において、事故を起こしたとき。
- (2) 駐車場の施設、器物、又は他の車両及び積載物若しくはその取付け物を滅失、毀損又は汚損したとき。
- (3) 駐車場において事故、又は犯罪行為を発見したとき。
- (4) 車両に異常を発見したとき。

- 2 管理者は、前項の届け出があったとき、又はその事実を発見したときは、速やかに必要な措置をとるものとする。

- 3 利用者は、前項の規定により管理者のとり措置に協力するものとする。

### 第3章 駐車料金

#### (駐車料金)

第16条 駐車料金は、別表—2に掲げるとおりとする。

- 2 身体障害者等が、身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳又は、それらに準ずる手帳等を提示された場合は、別表—2の料金の半額とする。

#### (駐車時間)

第17条 駐車時間は、入車時刻から出車時刻までの時間とする。但し、事前精算機において支払いがなされた場合は、その支払い日時までとする。

- 2 事前精算機により支払がなされた後、15分が経過すると超過料金が発生する。

#### (駐車料金の徴収猶予)

第18条 管理者は、利用者にやむを得ない事情があると認めるときは、第13条第2号の規定に拘わらず、駐車料金の徴収を猶予して出車させることができる。

#### (不正利用に対する割増料金)

第19条 管理者は、利用者が不正な方法により所定額の駐車料金の全部、又は一部の支払いを逃れたときは、駐車料金及び逃れた金額の2倍に相当する割増金を徴収する。

## 第4章 引取りのない車両の措置

### (引取りの請求)

第20条 利用者が、第8条の規定する期間を超えて駐車を続けた場合、管理者は、これらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取を拒み若しくは引き取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確認することができないときは、管理者は、車両の所有者等に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引き取することを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引き渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意または重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

### (車両の調査)

第21条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

### (車両の移動)

第22条 管理者は、第20条1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

### (車両の処分)

第23条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者又は所有者等に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から90日を経過した後、利用者又は所有者等に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両

の売却、廃棄、その他の処分をすることができる。

- 2 管理者は、前項の規定により車両を処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者又は所有者等に対し通知し、又は駐車場において掲示する。
- 3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者又は所有者等に対してその支払いを請求し、残額があるときにはこれを利用者又は所有者等に返還するものとする。

## 第5章 保管責任及び損害賠償

### (保管責任)

第24条 管理者は、駐車券を交付したときから駐車券を回収するまで、車両の保管責任を負うものとする。但し、第8条2項、第11条2項、及び第12条2項により車両の保管契約が終了した場合はこの限りでない。

### (損害賠償)

第25条 管理者は、駐車中の車両保管にあたり、その車両の滅失又、損傷についての損害を賠償しない。但し、管理者の施設上の不備、設備機器の欠陥による場合はこの限りではない。

2 利用者は、駐車場内での接触その他の事故により、他の駐車中の車両に損害を与えたときは、各当事者間で責任をもって解決しなければならない。

### (車両の積載物又は取付け物に関する免責)

第26条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物、又は取付け物に関する損害について、一切賠償しない。

### (供用停止等による免責)

第27条 管理者は、第5条の供用停止等によって生じた損害について、一切損害を賠償しない。

### (出車による責任の消滅)

第28条 管理者の損害賠償責任は、利用者が損害賠償の請求を留保しないで車両を出車したときは消滅するものとする。

### (利用者に対する損害賠償の請求)

第29条 管理者は、利用者の責めに帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対して損害の賠償を請求するものとする。

## 第6章 雑 則

(この規程に定めのない事項)

第30条 この規程に定めのない事項については、法令に従って処理する。

### 附 則

この規程は、平成11年5月26日から施行する。

### 附 則

平成24年4月1日付にて 那覇エアポートパーキング株式会社に業務委託する。

### 附 則

この規程は、平成26年8月1日から施行する。別表-2（第16条関係）一部改定

### 附 則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。別表-2（第16条関係）一部改定

### 附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。別表-2（第16条関係）一部改定

### 附 則

改定されたこの規程は、令和2年6月19日から施行する。

別表—1（第2条関係）

1. 駐車場の名称： (1) P1立体駐車場（北棟）  
 (2) P2立体駐車場（南棟）  
 (3) P3立体駐車場（北棟・南棟）  
 (4) 第2駐車場及びその他駐車場
2. 管理者の名称： 那覇空港ビルディング株式会社
3. 委託者の名称： 那覇エアポートパーキング株式会社
4. 所在地： 沖縄県那覇市字鏡水150番地

別表—2（第16条関係）

駐車料金（消費税込）

(1) 立体駐車場

種 類	時 間	料金（円）
普通車	1. 入場から24時間まで	
	①入場から30分まで	① 0
	②30分を越え、1時間まで	② 300
	③1時間を超え、1.5時間まで	③ 450
	④1時間を超え、7時間まで30分毎	④ 100
	⑤7時間を超え、24時間まで	⑤ 1,600
	2. 24時間以降、24時間毎	
⑥最初の7時間まで、1時間毎	⑥ 200	
⑦7時間を超え、24時間まで	⑦ 1,500	
自動二輪	1. 入場から24時間まで	
	①入場から30分まで	① 0
	②30分を越え、1時間まで	② 100
	③1時間を超え、10時間まで1時間毎	③ 50
	④10時間を超え、24時間まで	④ 600
	2. 24時間以降、24時間毎	
④最初の5時間まで、1時間毎	⑤ 50	
⑤5時間を超え、24時間まで	⑥ 300	

※平成19年4月28日 割引料金実施

※平成26年8月1日 割引料金改定

※平成30年8月1日 料金改定

※令和元年10月1日 料金改定

(2) 第2駐車場及びその他駐車場

種 類	時 間	料 金 (円)
普通車	1. 入場から 24 時間まで	
	①入場から 30 分まで	① 0
	②30 分を越え、1 時間まで	② 300
	③1 時間を超え、1.5 時間まで	③ 450
	④1 時間を超え、7 時間まで 30 分毎	④ 100
	⑤7 時間を超え、24 時間まで	⑤ 1,600
	2. 24 時間以降、24 時間毎	
⑥最初の 7 時間まで、1 時間毎	⑥ 200	
⑦7 時間を超え、24 時間まで	⑦ 1,500	
自動二輪	1. 入場から 24 時間まで	
	①入場から 30 分まで	① 0
	②30 分を越え、1 時間まで	② 100
	③1 時間を超え、10 時間まで 1 時間毎	③ 50
	④10 時間を超え、24 時間まで	④ 600
	2. 24 時間以降、24 時間毎	
④最初の 5 時間まで、1 時間毎	⑤ 50	
⑤5 時間を超え、24 時間まで	⑥ 300	
中型車	1. 入場から 24 時間まで	
	①入場から 30 分まで	① 0
	②30 分を越え、1 時間まで	② 400
	③1 時間を超え、10 時間まで 30 分毎	③ 100
	④10 時間を超え、24 時間まで	④ 2,400
	2. 24 時間以降、24 時間毎	
④最初の 7 時間まで、1 時間毎	⑤ 200	
⑤時間を超え、24 時間まで	⑥ 1,600	

※平成 19 年 4 月 28 日 割引料金実施

※平成 26 年 8 月 1 日 割引料金改定

※平成 30 年 8 月 1 日 料金改定

※令和元年 10 月 1 日 料金改定

身体障害者割引

身体障害者等が、身体障害者手帳、療養手帳等を提示し割引を申し出た場合は上記駐車料金の半額とする。